

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第22号

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成11年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
目次			目次		
第1章～第8章（略）			第1章～第8章（略）		
<u>第9章 削除</u>			<u>第9章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第50条）</u>		
第10章（略）			第10章（略）		
附則			附則		
<u>第9章 削除</u>			<u>第9章 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減</u>		
			<u>（自動車等の駐車時の原動機の停止を要しない場合）</u>		
<u>第50条及び第51条 削除</u>			<u>第50条 条例第105条第1項第6号の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</u>		
			<u>（1）傷病者の救護のために自動車等の原動機を当該自動車等の客室内の冷房又は暖房を行うための装置の動力として使用する場合</u>		
			<u>（2）災害時において自動車等の給電装置を使用するために当該自動車等の原動機を稼働させる場合</u>		
			<u>第51条 削除</u>		
別表第14（略）			別表第14（略）		
振動に係る特定施設			振動に係る特定施設		
	施設	規模能力		施設	規模能力
（略）			（略）		
2	圧縮機	（略）	2	<u>圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（令和4年環境省告示第52</u>	（略）

			号) 第2条に規定する圧縮
			<u>機を除く。)</u>
(略)			(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。